

信州の森林づくり事業補助金交付要綱

(平成 27 年 3 月 31 日 26 森推第 861 号 林務部長通知)

(最終改正 令和 8 年 6 月 11 日 8 森推第 259 号 林務部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、森林の整備を促進し、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の多面的機能の維持・増進を図るため、森林整備を行う団体又は個人の当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の種類、対象経費及び補助率)

第 2 第 1 に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 県税の未納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

(補助金交付の条件)

第 3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。ただし、林野火災予防対策事業に係る条件は別に定める。

- (1) この補助金に関する法令、規則及び本要綱に従わなければならない。
- (2) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内（協定に基づき実施した事業の場合は当該協定期間が完了するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業の施行地上の立木竹を全面伐採除去する行為、その他補助目的を達成することが困難となる行為（以下「転用等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けるとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 補助事業のうち、森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しをうけた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該計画以外で補助事業の交付を受けることが可能な場合にあっては当該補助事業の補助率で算定される補助金相当額との差額）を返還すること。また、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）及び同法第 51 条第 1 項に規定される権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）に基づいて行うものについては、次に掲

- げる日から起算して過去5年間以内に実施された事業に係る補助金相当額（当該計画以外で補助事業の交付を受けることが可能な場合にあっては当該補助事業の補助率で算定される補助金額との差額）を返還すること。
- ア 実施権配分計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第40条第1項及び第2項の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日
- イ 一括計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第52条第2項の規定により適用される同法第40条第1項及び第2項の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日
- ウ 一括計画に基づいて行うものについて、同法第52条第1項の規定による公告があった一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者（同法第43条第3項第2号に掲げる適合事業者をいう。）が計画に基づく施業ができない場合は、当該計画に基づく施業ができないと認められた日
- (4) 補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理（補植や保育等を含む。）するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、効率的な森林経営を図らなければならないこと。
- (5) 更新伐及び防火林帯整備を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) (5)及び(6)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 補助事業のうち事前交付申請事業を中止し若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (9) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類並びに知事が調査時に確認した書類等を補助事業終了の翌年度の初日から起算して5ヵ年間（協定に基づき実施した事業の場合は当該協定期間が完了するまでの間）整備保管しなければならないこと。
- (10) 補助事業により取得した財産（1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具をいう。）のうち大蔵省令に定められている財産については、処分制限期間内においては善良な管理者の注意をもって管理するとともに、局長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

なお、この期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。

- (11) 消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額があることが確定した場合には、その金額の総額等を速やかに局長（林地残材等有効活用支援事業及び花粉の少ない森林への転換促進事業にあつては知事）に報告するとともに、局長（林地残材等有効活用支援事業及び花粉の少ない森林への転換促進事業にあつては知事）の返還命令を受け、これを返還しなければならないこと。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定日の翌年6月30日までに、報告しなければならない。
- 2 知事は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項に掲げるもののほか、条件を付することができる。

（補助金交付申請書等）

第4 規則第3条に規定する申請書は、信州の森林づくり事業補助金交付申請書によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実行内訳書（事前交付申請事業にあつては事業計画書）
 - (2) 事業地位置図
 - (3) 事業地実測図
 - (4) 事業の実施に当たって関係行政庁の許可若しくは認可又は関係者の同意を要するものにあつては、これらを得た旨を証する書類
 - (5) 県税に未納がないことを証明する納税証明書の写し（交付申請日前3カ月以内に発行されたもの。提出は各年度の初回申請時に限る。事業主体が市町村その他県税の納税義務を負わない者である場合は提出を要さない。）
 - (6) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。
- 4 補助事業の計画変更及び中止は、別に定める。

（実績報告書等）

第5 規則第12条第1項に規定する実績報告書（事前交付申請事業に限る。）は、信州の森林づくり事業実績報告書によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類（事前交付申請事業に限る。）は次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 事業地位置図
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金交付の請求）

第6 補助事業者が補助金交付の請求（概算払を含む。）をしようとするときは、信州の森林づく

り事業補助金交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

（補助事業に伴う関係書類等）

第7 補助事業者は、補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間（協定に基づき実施した事業の場合は当該協定期間が完了するまでの間）、第3の1の(8)に規定する書類の他に、事業施行地台帳及び森林作業道台帳を整備保管しておくものとする。

（申請書等の様式）

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は別に定める。

（書類の提出）

第9 別表に示す事業のうち林地残材等有効活用支援事業及び花粉の少ない森林への転換促進事業を除く事業において、規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、補助事業施行地を管轄する地域振興局長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月11日から適用する。

(別表) (第2関係)

事業の種類		経費	標準経費に対する補助率
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	1 森林経営計画等に基づく事業 森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は（以下「計画策定者等」という。）森林経営管理法第36条又は第44条第2項の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）が当該各計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐 (8) 保育間伐 (9) 間伐 (10) 更新伐 (11) 付帯施設等整備 (12) 森林作業道整備	70/100 以内 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による事業については 85/100 以内 上記以外で、原則、長野県主伐・再造林推進ガイドライン（令和5年3月30日付け4信木692号林務部長通知）（以下「ガイドライン」という。）に基づき施業した人工造林（特殊地拵を除く。）（以下「ガイドラインに基づく人工造林」という。）、ガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の下刈り、ガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の下刈りと一体的に実施した付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備に限る。）については 100/100 以内
		2 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実	72/100 以内 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式に

		施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 1 ha 当たり 2,000 本以下の人工造林 (2) (1)の施行地における3回までの下刈り (3) (1)又は(2)と一体的に実施する付帯施設等整備 (4) (1)又は(2)と一体的に実施する森林作業道整備	よる事業については90/100以内 上記以外で、ガイドラインに基づく人工造林、ガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈り、ガイドラインに基づく人工造林又はガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈りと一体的に実施した付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備に限る。）については100/100以内
		3 1、2以外の事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等又は森林所有者の団体が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書に基づいて行う人工造林及び樹下植栽等 (2) 1に該当しない下刈り、雪起こし及び倒木起こし	36/100以内 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による事業については45/100以内
	特定機能回復事業	1 森林緊急造成 (1) 保安林及び公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等又は民間事業者が協定等に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り	72/100以内（(2)の場合は36/100以内） ただし、市町村及び森林整備法人が行う事業については90/100以内（(2)の場合は45/100以内）

		エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 付帯施設等整備 ク 森林作業道整備 (2) (1)以外の森林において市町村、森林組合、森林整備法人又は特定非営利活動法人等が協定に基づいて行う(1)の①から⑧に掲げる事業に要する経費		
		2 被害森林整備 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林経営計画の認定を受けた者又は民間事業者が協定等に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐 (8) 保育間伐 (9) 更新伐 (10) 付帯施設等整備 (11) 森林作業道整備 (12) 森林保全再生整備		70/100 以内 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による事業については 85/100 以内
		3 林相転換特別対策	(1) 花粉発生源対策タイプ 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林経営計画の認定を受けた者又は民間事業者が協定等に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 一貫作業 イ 人工造林 ウ 樹下植栽等 エ 下刈り	72/100 以内（イ、ウ、オ及び同一箇所で行う 4 回目以降のエ並びにそれらと一体的に行うカ及びキの場合は 70/100） 上記以外で、ガイドラインに基づき施業した一貫作業（伐倒、搬出集積を除く。）（以下「ガイドラインに基づく一貫作業」という。）、ガイドラ

			オ 更新伐 カ 付帯施設等整備 キ 森林作業道整備	インに基づく人工造林、ガイドラインに基づく一貫作業を実施した箇所の3回目までの下刈り、ガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈り、ガイドラインに基づく一貫作業又はガイドラインに基づく一貫作業を実施した箇所の3回目までの下刈りと一体的に実施した付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備に限る。）、ガイドラインに基づく人工造林又はガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈りと一体的に実施した付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備に限る。）については 100/100 以内
			(2) 林野火災対策タイプ 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林経営計画の認定を受けた者又は民間事業者が協定等に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐	72/100 以内 上記以外で、ガイドラインに基づく人工造林、ガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈り、ガイドラインに基づく人工造林又はガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈りと一体的に実施した付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備に限る。）については

			ケ 防火林帯整備 コ 付帯施設等整備 サ 森林作業道整備	100/100 以内
			(3) 野生鳥獣被害対策タイプ 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林経営計画の認定を受けた者又は民間事業者が協定等に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 緩衝林帯整備 シ 付帯施設等整備 ス 森林作業道整備	72/100 以内 上記以外で、ガイドラインに基づく人工造林、ガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈り、ガイドラインに基づく人工造林又はガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈りと一体的に実施した付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備に限る。）については 100/100 以内
		4 保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者又は民間事業者が事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐 (7) 保育間伐 (8) 衛生伐 (9) 更新伐 (10) 付帯施設等整備 (11) 森林作業道整備	70/100 以内	

みんなで支える里山整備事業	防災・減災のための森林整備	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、計画策定者等又はその他の林業事業体が、市町村が定める里山整備方針に基づいて行う森林整備のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1) 保育間伐 (2) 間伐 (3) 更新伐 (4) 森林作業道整備 (5) 作業路開設 (6) 付帯事業	90/100 以内
	開かれた里山の整備事業	里山整備利用推進協議会、里山整備利用推進協議会の構成員が、長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条に基づく里山整備利用地域において、より多くの県民等が広く親しめる、レクリエーションや健康づくり、観光拠点などにも活用される身近な森林「開かれた里山」の整備のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1) 花木等の植栽 (2) 下刈り (3) 雪起こし (4) 倒木起こし (5) 枝打ち (6) 修景林間整備 (7) つる切り (8) 竹林整備 (9) その他整備 (10) 付帯施設等整備	90/100 以内
合板・製材生産性強化対策交付金	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉	体質強化・花粉削減計画に明記された市町村、森林整備法人等とし、林野庁長官が別に定めるところにより、知事が選定した林業経営体、地域協議会及び森林所有者その他知事が認めるものが事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に	別に定める方法により算定された額又は事業に要する経費のうちいずれか低い額

事業	削減総合 対策	要する経費 (1) 間伐材生産 ア 間伐材の生産 イ 里山林の整備 ウ 関連条件整備活動 (2) 再造林の低コスト化 ア 一貫作業システム イ 低コスト造林 ウ 下刈 エ 機械器具整備 オ 関連条件整備活動	
林業・ 木材産 業循環 成長対 策交付 金事業	間伐材生 産	市町村、森林整備法人等及び林野庁長官が別 に定めるところにより、知事が選定した林業経 営体が事業計画に基づき行う次に掲げる事業に 要す経費 (1) 間伐材生産 (2) 関連条件整備活動	別に定める方法により 算定された額又は事業に 要する経費のうちいずれ か低い額
	省力・低 コスト再 造林対策	市町村、森林整備法人及び選定経営体が事業 計画に基づき行う次に掲げる事業に要す経費 (1) 省力・低コスト造林の支援 (2) つる切 (3) 機械器具の整備 (4) 関連条件整備活動	別に定める方法により 算定された額又は事業に 要する経費のうちいずれ か低い額
県単独 森林整 備事業	森林整備 事業	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組 合、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体 (共有林代表者を含む。)、計画策定者等又はそ の他の林業事業体が事業計画に基づいて行う次 に掲げる事業に要する経費 (1) 間伐 (2) 枝打ち (3) つる切り (4) 修景林間整備 (5) 無立木地造林 (6) 竹林整備	50/100 以内

		(7) 樹下植栽 (8) 補植 (9) 森林作業道整備 (10) 簡易作業路開設・補修 (11) 歩道整備・補修 (12) 枝条処理 (13) 倒木整理	
	グレースの森創生事業	森林整備事業の事業主体のほか、ボランティアの参加を募って森林整備を実施する団体などが行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 除・間伐 (2) 植栽・保育 (3) 看板等設置	100/100 以内
	県単森林災害復旧事業	市町村、森林整備法人、森林所有者の団体又はその他の林業事業体が事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 倒木・折損木整理 (2) 倒木起こし	50/100 以内
	「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業	市町村、森林組合、生産森林組合、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、自治会等又はその他の林業事業体が事業計画に基づいて行う修景林間整備に要する経費	別に定める方法により算出された額
林地残材等有効活用支援事業		1 別に定める間接補助事業者が実施する林地残材の搬出に対して、別に定める補助事業者が助成する経費 2 別に定める補助事業者が行う以下の経費 (1) 林地残材活用に向けた技術的支援に要する経費 (2) 林地残材活用に向けた研修会の開催経費 3 別に定める補助事業者が行う事務局運営経	別に定める方法により算定された額 ただし、全体の補助金額に対して3の合計額は1割以内とする。

		費	
再造林 省力化 モデル 推進事 業		市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画の認定を受けた者及びその他の林業事業体が事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 架線系集材モデル (架線の設置・撤去) (2) 再造林省力化モデル (造林作業用の機械のレンタル) (3) 傾斜地再造林支援	(1)は別に定める方法により算定された額又は事業に要する経費のうちいずれか低い額 (2)は 90/100 以内 (3)は別に定める方法により算定された額
花粉の 少ない 森林へ の転換 促進事 業		1 別に定める間接補助事業者が実施するスギ人工林の植替えに対して、別に定める補助事業者が助成する経費 2 別に定める補助事業者が行う事務局運営経費	別に定める方法により算定された額
林野火 災予防 対策事 業		市町村が、林野火災の発生を抑制、または林野火災の発生時の対応を迅速にし、森林資源を守るために行う以下の取組に要する経費 (1) 航空機による空中巡視、予防資機材の配備 (2) 防火管理道及び防火帯道の作設、初期消火資機材及び林野火災用消火剤の配備 (3) 林野火災発生の危険性の高い特定の日に行う火災予防活動及び当該活動のための条件整備	別に定める方法により算定された額